

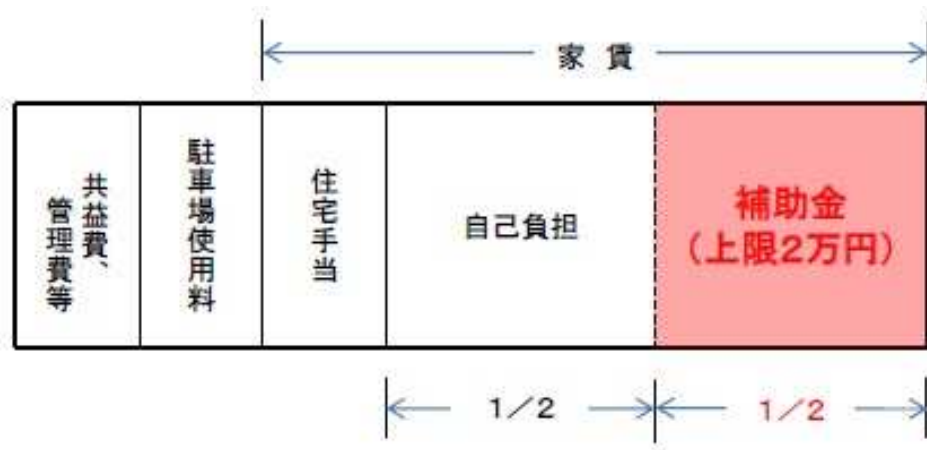
若者や子育て世帯の移住者に家賃を補助します！

この補助金は、定住の意思を持つ若者又は子育て世帯が市内に住宅を確保するための支援を行うことにより、本市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図ることを目的とします。

補助金の額

最大 24 万円(月最大 2 万円 × 12 箇月)

一次産業就業者は最大 72 万円(月最大 2 万円 × 36 箇月)



家賃から住宅手当を控除した額の 2 分の 1(千円未満は切り捨て)とし、1 箇月あたり 2 万円を限度とします。

交付対象者

賃借人が下記のいずれかに該当する方が対象です。

- 40 歳未満の方
- 中学校卒業前の方がいる世帯に属している方

転入日から 6 箇月以内に手続きが必要です。【申請月は 9 月と 3 月の年 2 回】

交付対象期間

補助を開始した月から連続した 12 箇月（一次産業就業者は最大 36 箇月）を限度とします。

事前確認

予算の範囲での交付となりますので、申請の前に事前確認書にて要件を確認し、必ず事前に総合政策課へ提出をお願いいたします。

申請時期

補助金の交付申請は、次の期間中に行う必要があります。

対象となる家賃	申請期間（当該年度に限る）
4 月から 9 月までの家賃	9 月 15 日 から 9 月 22 日 まで
10 月から翌年 3 月までの家賃	3 月 15 日 から 3 月 22 日 まで

補助対象要件

- 平成 29 年 4 月 1 日以降に本市に転入し、転入した日から 6 箇月以内に初回の交付申請を行う方（転入前 6 箇月以内に市内に住所を有していた方を除く。）
- 新たに民間賃貸住宅（社宅、寮等の給与住宅、3 親等以内の親族が所有する住宅等を除く）の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。
- 志摩市に生活の本拠を置き定住するものであり、賃借人及びその世帯構成員が転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。
- 市内に住民登録のある者との結婚による転入でないこと。
- 生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

6. 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合、補助を開始した月から連続した12箇月(賃借人が一次産業に就業した場合は36箇月)以内である場合を除く。

7. 賃借人及びその世帯構成員が市税及び家賃を滞納していないこと。

8. 賃借人及びその世帯構成員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

9. 賃借人及びその世帯構成員が国家公務員または地方公務員(準ずる者を含む。)でないこと。ただし、住宅手当の支給がない者を除く。

10. 自治会に加入していること。